平成２２年（フ）第２４８３号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目２番７―307号
債務者　吉原　哲郎
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４８７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲219番地２
債務者　西郷　浩則
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４９３号
福岡県糟屋郡志免町志免東２丁目８番20号カーサクレアールⅡＢ205号
債務者　宮原小百合
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４９４号
福岡市南区大楠２丁目９番27号
債務者　吉川友加里
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５１０号
福岡市南区横手２丁目33番30号
債務者　万田富志男
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５４２号
福岡県大野城市瓦田１丁目９番45号　くるめ荘205号
債務者　北井　三夫
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５７８号
福岡県福津市若木台３丁目16番地の５
債務者　前田　　壽
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５７９号
福岡県福津市若木台３丁目16番地の５
債務者　前田　正子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５９２号
福岡県太宰府市吉松３丁目10番３―205号
債務者　福田　博次
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４３３号
沖縄県島尻郡北大東村中野16―３、住民票上の住所沖縄県うるま市勝連比嘉1500番地
債務者　玉城　武光
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２２５号
福島県いわき市平中神谷字細田40番地　県営住宅４―13号室、前住所福島県いわき市平中神谷字十二所59番地　十二所コーポＣ
債務者　草野　三佳
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第４７７号
長崎県長崎市梁川町５番22号　第二西海ビル301号、住民票上の住所長崎県長崎市稲佐町23番１号
債務者　角本　初義
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
沖縄県那覇市小禄１丁目23番９号ハイム湖南103
債務者　長嶺　良徳
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３６号
兵庫県たつの市龍野町末政164番地６
債務者　入江美江子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第８４３号
熊本市黒髪７丁目726番地　ファミール黒髪403
債務者　片平　啓子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２５２号
青森県弘前市大字松原西１丁目12番地42
債務者　平井てい子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２５４号
青森県弘前市大字十腰内字野中432番地５
債務者　長内　鉄雄
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
青森地方裁判所弘前支部